

光竜寺小学校・大泉学園再編整備懇談会開催要項

令和8年4月1日制定

1 目 的

堺市立光竜寺小学校と、堺市立大泉小学校及び堺市立大泉中学校（以下「大泉学園」という。）の再編整備（以下「再編整備」という。）について、再編整備の実施の方向性や再編整備を実施する場合に検討すべき事項を協議するため、光竜寺小学校・大泉学園再編整備懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 協議する事項

懇談会においては、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 光竜寺小学校及び大泉学園における再編整備の実施の方向性に関する事項
- (2) 前号に掲げる協議を踏まえ、再編整備を実施する場合における学校の場所、学校名、校歌、校章等に関する事項
- (3) 再編整備を実施する場合の施設設備の整備、通学路等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、再編整備を実施する場合に検討が必要な事項

3 構 成

懇談会は、次に掲げる者のうち、25人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 別表第1に掲げる職にある者
- (2) 別表第2に掲げる者のうちから教育長が依頼する者

4 座 長 等

- (1) 懇談会に座長及び副座長を置く。
- (2) 座長は学校管理部長の職にある者を、副座長は構成員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- (3) 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が進行する。
- (4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

5 関係者の出席

座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 部 会

懇談会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の運営について必要な事項は、懇談会で協議して定める。

7 庶 務

懇談会の庶務は、学務課において行う。

8 委 任

この要項に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が定める。

別表第1 学校管理部長
学務課長
光竜寺小学校・大泉学園職員（教育長が指名する者）

別表第2 光竜寺小学校のPTA関係者
大泉学園のPTA関係者
光竜寺小学校区の自治会等に属する者
大泉小学校区の自治会等に属する者